



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## **営利目的、継続的行為で得た馬券払戻金は雑所得／外れ馬券も必要経費！** ～刑事事件が最高裁で確定、国税庁は今後の対応を発表～

「馬券払戻金の所得区分と外れ馬券の必要経費性」についての税務訴訟に初の判断が下ったことは、1月号でご紹介しましたが、2013年6月号では、これに関する刑事事件の大坂地裁判決をご紹介しています。

この刑事事件が、大阪高裁判決を経て最高裁で確定したことから、国税庁は、従来一律に「一時所得」として取り扱っていた馬券払戻金について、パブリックコメントの手続きを行った上で、所得税基本通達34-1を改正する予定であると発表し、その通達改正が法令解釈の変更に当たることから、判決と同様の馬券購入行為の態様、規模等により馬券払戻金を得ていた方については、その所得を一時所得ではなく雑所得として取り扱い、法令上可能な範囲では正を行うことが適当と考えていますとコメントしています。

(平成27年3月10日最高裁・有罪・棄却・確定・TAINSコードZ 9 9 9 - 9 1 3 6)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### <事案の概要>

馬券を自動的に購入できるソフトを使用してインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を上げていた被告人が、その所得につき正当な理由なく確定申告書を期限までに提出しなかったという所得税法違反の事案です。

### <最高裁判所の判断>

- 1 所得税法上、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に区分されるところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。
- 2 いずれの所得区分に該当するかを判断するに当たっては、所得の種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨、目的に照らし、所得及びそれを生じた行為の具体的な態様も考察すべきであるから、当たり馬券の払戻金の本来的な性質が一時的、偶発的な所得であるとの一事から営利を目的とする継続的行為から生じた所得には当たらないと解釈すべきではない。また、画一的な課税事務の便宜等をもって一時所得に当たるか雑所得に当たるかを決するのは相当でない。  
よって、検察官の主張は採用できない。
- 3 被告人が馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえるなどの本件事実関係の下では、払戻金は営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に当たるとした原判断は正当である。
- 4 雜所得については、必要経費に当たる費用は収入金額から控除される（所法35②二、37①）。本件においては、外れ馬券を含む一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するのであるから、当たり馬券の購入代金の費用だけでなく、外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金の費用が当たり馬券の払戻金という収入に対応することができ、本件外れ馬券の購入代金は所得税法37条1項の必要経費に当たると解するのが相当である。
- 5 外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金という費用が当たり馬券の払戻金という収入に対応するなどの本件事実関係の下では、外れ馬券の購入代金について当たり馬券の払戻金から所得税法上の必要経費として控除することができるとした原判断は正当である。（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判12頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で  
頒布しますので下記あてご一報ください。